

## 登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する労働安全衛生法第49条に規定する届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

### 記

- |                         |                |
|-------------------------|----------------|
| 1 技能講習の業務を休止する登録教習機関の名称 | 松江職業能力訓練センター   |
| 2 技能講習の業務を休止する登録教習機関の住所 | 島根県松江市西川津町67番地 |
| 3 休止する技能講習の業務の範囲        | フォークリフト運転技能講習  |
| 4 技能講習の業務を休止する年月日       | 令和6年4月1日       |
| 5 技能講習の業務を休止する期間        | 令和7年3月31日      |

令和6年5月8日

島根労働局長

